

# 死亡事例検証報告書

令和2年3月

山口県社会福祉審議会

児童福祉専門分科会保護母子部会虐待等審査会

# 目次

はじめに	1
1 検証の目的	2
2 検証の方法	2
3 事例の概要	3
4 事例の経過	4
5 課題の整理	
(1) ケースマネジメントについて	1 1
(2) 情報共有について	
① 関係機関間の情報共有について	1 1
② 実母の情報について	1 1
(3) 支援につながりにくい妊婦等への対応について	1 2
6 再発防止に向けた提言	
(1) 市町要対協調整機関による確実なケースマネジメントの実施	1 3
(2) 関係機関の連携強化	1 4
(3) 情報共有の徹底	1 4
(4) 困難を抱える保護者に対するきめ細かな支援の徹底	1 4
7 おわりに	1 6
〔参考資料〕	
児童福祉専門分科会保護母子部会運営要綱	1 7
山口県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保護母子部会虐待等審査会 委員名簿	2 0
死亡事例検証委員会開催状況	2 1

## はじめに

平成31年2月、本県において生後1ヶ月の女児が、実母から暴行を受け、死亡した事件が発生した。

このような痛ましい事件の再発を防止するためには、児童相談所や市町などの関係機関がとった対応や体制等を把握し、今後取り組むべき課題を明らかにすることが重要であることから、山口県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保護母子部会虐待等審査会において、死亡事例検証委員会を設置し、本死亡事例の検証を行うこととした。

本県では、平成23年9月に発生した、生後1ヶ月の女児死亡事例の検証以来、2回目の検証事例である。

この報告書では、事例の検証結果を踏まえ、児童虐待の発生防止及び早期発見・早期対応のため、関係機関の連携、情報共有のあり方などについて、提言を取りまとめている。

なお、この死亡事例検証は、同じような事例の再発を防止するために必要な検討を行うためのものであり、特定の機関や組織、個人の責任の有無を追及するものではない。

この報告書が、今後の市町や県、各関係機関における事件の再発防止や、児童虐待の防止に役立つことを願っている。

## 1 検証の目的

平成31年2月、A市内の社会福祉施設において、生後1ヶ月の女児が実母から暴行を受けて死亡した事例について、事実関係及び問題点・課題等を整理するなどの検証を行い、再発を防止するための方策等について提言することを目的とする。

なお、この検証は、特定の機関や組織、個人の責任の有無を追及するものではない。

## 2 検証の方法

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」(平成20年3月14日付厚生労働省課長通知)に基づき、死亡事例検証委員会において、次のとおり検証を行った。

- (1) 実母の住所地を管轄するB市、社会福祉施設の住所地を管轄するC児童相談所、本事例が発生した社会福祉施設から提出された資料の確認や、関係職員からの聞き取りを実施するとともに、本事例の裁判に関する情報収集なども行い、事実関係を整理した。
- (2) 本事例について、関係機関の支援の状況等事実関係を把握し、問題点・課題の抽出を行った上で、再発防止に向けた方策についての提言をまとめた。
- (3) 事例検証の内容については、プライバシー保護の観点から非公開とした。ただし、検証結果については、最終的に本報告書としてとりまとめ、公表することとした。

### 3 事例の概要

#### (1) 事例の概要

平成31年1月下旬から2月上旬、A市内の社会福祉施設の居室で、生後1ヶ月の女兒（以下「本児」という。）が、頭皮下くも膜下出血等の傷害に基づく脳浮腫により死亡した。

同年2月、実母が傷害致死の容疑で逮捕された。

その後、実母に対する刑事責任能力の鑑定結果を踏まえ、山口地方検察庁が令和元年5月10日、傷害致死の罪で起訴した。

同年11月、実母に対する裁判員裁判が行われ、頭部に複数回暴行し死亡させた傷害致死罪による懲役5年の実刑判決を受けた。

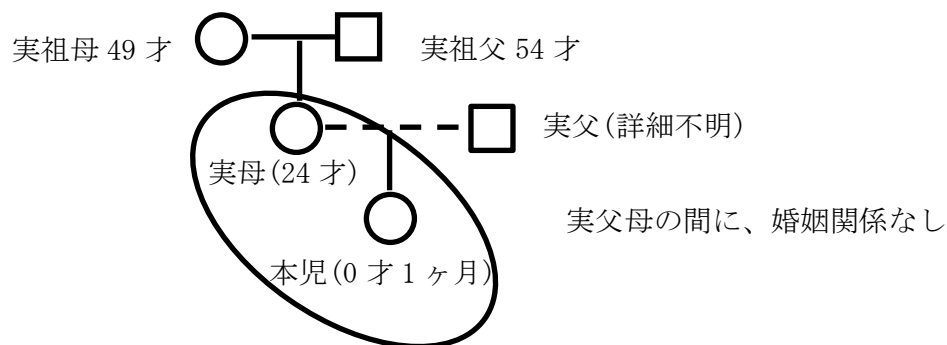
#### (2) 家族構成

本児：平成30年12月13日生(生後1ヶ月)

実父：詳細不明

実母：平成7年2月1日生(24歳)

※ 年齢は事件発生当時



#### (3) 関係機関の関与

##### ① C児童相談所の関与

- ・本児を乳児院に一時保護委託(H30.12.25～H31.1.29)
- ・支援に関する情報提供、技術的助言等を関係機関に対し実施

##### ② B市の関与

- ・社会福祉施設への入所決定
- ・社会福祉施設入所後、関係機関との連絡調整等、実母への支援

##### ③ 社会福祉施設の関与

- ・入所中の母子支援(H30.9.12～)

#### 4 事例の経過

<p>H30.9.11</p>	<p>&lt; B市 &gt;          実母が付添者とB市内産科医療機関を受診し、妊娠が確定。          その後、B市母子保健担当課に妊娠届提出のため来訪。面接し、生活状況(家出中で帰宅の意思はない)、出産後の実母の意向(出産はするが、育てない)及び両親(祖父母)からの暴力を恐れ、居場所を知られることを拒否していること等を聴取。          母体及び胎児の保護を最優先とし、利用できる制度の説明を実施。</p>
<p>H30.9.12</p>	<p>&lt; B市 &gt;          実母が付添者とB市内産科医療機関を再受診。          B市保健センター職員、付添者、実母がB市内警察署を訪問し、実母の住所の閲覧を制限するための手続きを相談。          祖父母は3月に捜索願をB市内警察署に出していたことが判明。          警察が、安否確認できた旨を祖母に伝えたところ、祖母から、「居場所は教えてもらえなくてよいが、どんな方法でもよいので連絡するよう実母に伝えてほしい」との伝言。          実母を本日付で、社会福祉施設に入所させることとする。          &lt; 社会福祉施設 &gt;          入所。転入届、生活保護の申請、住民基本台帳事務における支援措置申出のため、A市役所へ同行。</p>
<p>H30.9.13</p>	<p>&lt; C児童相談所 &gt;          D児童相談所から実母についての情報提供を受ける。          母子分離となった場合、社会福祉施設を退所となる可能性があるため、実母が施設退所となれば、実母の居住地を所管する児童相談所が関わることになる。          &lt; B市 &gt;          社会福祉施設へ訪問し、実母の様子を確認。          社会福祉施設が所在する、A市保健センターに情報提供。          &lt; 社会福祉施設 &gt;          実母より、家出をするまでの経緯、その後の経過を聴取。</p>
<p>H30.9.20</p>	<p>&lt; B市 &gt;          E医療機関での妊婦健診に保健センター職員が同行。          助産師が面接で、実母は出産後、養育する意思がないことを確認。          &lt; 社会福祉施設 &gt;          E医療機関での妊婦健診に同行。</p>

H30.9.28	<p>&lt;社会福祉施設&gt; A市での生活保護の受給が決定。</p>
H30.10.10	<p>&lt;社会福祉施設&gt; B市からの依頼で、祖父母へ手紙を書くよう伝えたが、実母は断る。</p>
H30.10.12	<p>&lt;社会福祉施設&gt; E医療機関で内科診察。</p>
H30.10.19	<p>&lt;社会福祉施設&gt; 健診日のため、E医療機関へ同行。 先週の検査の結果、妊娠糖尿病と判明。</p>
H30.10.24	<p>&lt;社会福祉施設&gt; 妊娠糖尿病の件で、E医療機関内科受診のため同行。 施設内で心理カウンセリングを受けるが、一言も発せず。</p>
H30.10.29	<p>&lt;B市&gt; 社会福祉施設への訪問 実母は本児への愛情が湧かない一方、本児の養育を迷う気持ちもある様子。</p>
H30.10.30	<p>&lt;C児童相談所&gt; B市からの実母への対応に関する電話相談に対応。 妊娠中の実母の気持ちの揺れを考慮し、出産後の実母の気持ちを丁寧に確認するよう助言。 児童相談所が提供できる資源として、本児の施設入所、里親委託、特別養子縁組等があること、児童相談所が子どもを入所措置すれば、実母は社会福祉施設を退所になることを説明。 C児童相談所は、実母に対するB市の支援方針を尊重する事とする。</p> <p>&lt;B市&gt; 本児に対する養育の意思がない実母の対応に関してC児童相談所の回答が以下のようにある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所が提供できる資源は施設入所。</li> <li>・施設に入所中の実母への児童相談所の支援はない。</li> <li>・本児の施設入所、里親、特別養子縁組等の措置を取る場合、実母の社会福祉施設入所は解除となること。</li> </ul>
H30.11.2	<p>&lt;社会福祉施設&gt; E医療機関を受診。 検査の結果、血糖値が120以上あったため、1日に3回インシュリンを打つ必要があることが判明。 実母は、自己注射を頑なに拒むため、近日中に入院することとなる。</p>

H30.11.5	<p>&lt; B市 &gt;          社会福祉施設より、H30. 11. 2 の受診結果の報告がある。</p>
H30.11.9	<p>&lt; 社会福祉施設 &gt;          実母が入院となり、入院に付き添う。</p>
H30.11.15	<p>&lt; B市 &gt;          実母の入所中の生活状況について、以下のとおり、社会福祉施設から連絡を受ける。          実母の部屋はゴミ屋敷に近く、特に清潔を必要とする新生児期での清潔さ確保などの不安、ネグレクトの危険性を感じる。          また、本児に対して愛情が湧かないなどの言動があるとのこと。</p>
H30.11.27	<p>&lt; B市 &gt;          E医療機関の呼びかけによるカンファレンスに参加。（参加者：担当医師、助産師等、社会福祉施設職員、B市職員）          本児の養育については、一旦母子分離し、母体の回復と考える時間を持つこととし、実母の了解を得た。          「本児への愛着の有無と養育能力の有無の違い」(愛着があること＝養育能力があることではない)について、C児童相談所へ問い合わせしたところ、「実母が養育することが第一。本児への養育放棄や暴力があるなど、回りが客観的に見て、本児の養育が無理な状況が確認されれば、C児童相談所は動くことができる。」との回答だった。</p> <p>&lt; 社会福祉施設 &gt;          E医療機関でのカンファレンスに参加。          《カンファレンスで関係機関が共有した情報》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育てることになった場合、極めて厳しいとの意見(E医療機関)</li> <li>・片付けや金銭管理ができない。居室の状況から、清潔が必須の育児には不安がある。(社会福祉施設)</li> </ul>
H30.11.29	<p>&lt; C児童相談所 &gt;          B市より、「社会福祉施設入所中の女性が出産後に子どもを養育できるか確認したいので、2ヶ月程度を目途に子どもを預けたい。」との相談。          B市に対して、児童相談所が子どもを措置すれば、実母の社会福祉施設は退所になることを再度説明し、市の方針を整理するよう依頼。B市の方針によりC児童相談所の対応も変わるため、方針を整理し改めて相談してもらいたいと伝える。          実母が子どもの養育を拒否した場合は、養子縁組里親への委託の可能性もあることから、里親担当福祉司とも情報を共有。</p>



<p>H30.12.6</p>	<p>&lt; B市 &gt;          社会福祉施設に以下の内容を確認した。          ①部屋を清潔に保てない場合の罰則的なものの有無。          ②24時間体制の対応の可否。          ③本児一時保護入所中の実母の施設入所の可否。          ④本児養育意思の有無          (社会福祉施設からの回答)          ①罰則的なものは無い。職員による掃除等の対応は可能。          ②24時間体制での支援は可能。          ③本児の一時保護中、実母の施設継続入所は可能。          ④本児養育の意思は無いが、揺れている様子もある。</p>
<p>H30.12.13</p>	<p>&lt; 社会福祉施設 &gt;          E 医療機関にて、出産に立会い、実母は女兒を出産。体重 2,815g、身長 48 cm。          そのまま新生児室入院となる。</p>
<p>H30.12.14</p>	<p>&lt; C 児童相談所 &gt;          出産時点で実母が本児を養育する意思がないことを踏まえ、本児の養育の場を確保するとともに、母の生活拠点も保障する必要があることから、B市が実母の入所を解除するまでは、本児を乳児院に一時保護委託する方針。          引き続き、実母の養育意思の確認を継続するよう B市に依頼。          B市には実母の退所後の生活拠点をなるべく早く決定すること、本児の出生届が確実に提出されるよう指導すること等を助言。          &lt; B市 &gt;          E 医療機関訪問          母子分離生活の意向を実母が示す。現時点では養育の決断ができないため、考える時間と産後の母体の回復のための時間が必要であることを確認。</p>
<p>H30.12.17</p>	<p>&lt; C 児童相談所 &gt;          本児の受理・援助方針会議を実施。          ・相談種別：養護（家庭環境その他）          ・援助方針：乳児院への一時保護委託</p>

H30.12.18	<p>&lt; C 児童相談所 &gt;  退院した実母と面接。  本児の一時保護について説明を行い、同意書作成。  本児は、黄疸が落ち着くまで入院継続となったため一時保護を延期。  この時、C 児童相談所は、E 医療機関と社会福祉施設から、実母の状況について、次のような内容の報告を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実母は身の回りの衛生的なことができず、子育てをするのは危険。</li> <li>・本児と一緒に生活する場合、社会福祉施設で 24 時間様子を見ないといけなくなるが、社会福祉施設では対応できない。</li> <li>・実母は、本児のことをぬいぐるみのように思っているようで、ミルク、おむつ替えは一切しない。</li> </ul>
H30.12.25	<p>&lt; C 児童相談所 &gt;  本児が退院となり、同日付けで乳児院に一時保護委託。</p>
H30.12.28	<p>&lt; 社会福祉施設 &gt;  本児の出生届提出に付き添い。</p>
H31.1.4	<p>&lt; 社会福祉施設 &gt;  今後の本児の養育について、実母との話し合いの中で、実母が「育ててみようかな」と、本児の養育意思を示す。改めて、育児の大変さ等を説明すると、承知しているとのこと。</p> <p>&lt; B 市 &gt;  実母が養育意思を示した旨、社会福祉施設から連絡を受ける。</p>
H31.1.7	<p>&lt; C 児童相談所 &gt;  B 市から、実母が本児の養育意思を示したとの連絡を受ける。  社会福祉施設は実母の養育意思があれば支援をするという方針であることを確認していたことから、社会福祉施設での入所継続は可能と判断。  本児と面会した上での実母の養育意思の程度や、実際の本児への対応等を確認する必要があるため、実母と本児の面会を B 市に促す。</p>

<p>H31.1.10</p>	<p>&lt; B市 &gt;        社会福祉施設を訪問し、実母、B市職員、社会福祉施設職員3者で養育意思確認の面接。        面接後、社会福祉施設での養育に当たっての約束事に実母が了解すれば養育を検討するが、施設職員が実母による養育の継続が難しいと判断した場合は、母子分離させることを社会福祉施設とB市で確認。        C児童相談所を訪問し、以下の内容を協議。        ① コミュニケーションスキルが低い実母に対する、就職や育児等への支援方法。        ② C児童相談所による一時保護解除後、実母の元に戻すことについてのC児童相談所の意向。        ③ 実母の養育意思表示は社会福祉施設内で生活を継続したいための発言とも考えられるが、どう対応すべきか。        (C児童相談所から回答)        ① これまでの事例を参考にし、B市で検討されたい。        ② もともと社会福祉施設に入所しているケースであり、判断はB市がすべき。        ③ 福祉の機関が関わるのは支援が必要な人であり、相手の主張を待つよりも、必要な支援は提供していくべき。社会福祉施設に入所していることは在宅よりも安全。社会福祉施設と話し合いの上、しっかり支援してもらいたい。        &lt;社会福祉施設&gt;        午後、乳児院へ本児との面会に同行。</p>
<p>H31.1.16</p>	<p>&lt; B市 &gt;        C児童相談所に、H31. 1. 29 付けで本児の一時保護を解除するよう依頼。        &lt; C児童相談所 &gt;        母子面接時の状況について、社会福祉施設に確認。        社会福祉施設の支援の意向及び方針を確認。        援助方針会議にて、H31. 1. 29 付けで、本児の一時保護委託を解除することに決定。</p>
<p>H31.1.29</p>	<p>&lt;社会福祉施設&gt;        本児の一時保護委託が解除され社会福祉施設の実母の元に本児が戻る。</p>
<p>H31.1.30        ~2.1</p>	<p>&lt;社会福祉施設&gt;        子育てへの介入や、できる限りの母子への支援を行うことを共通認識し、母子への支援を行った。</p>

H31.2.1	<p>&lt;社会福祉施設&gt;  実母、夜になり、「ホント、無理なんだけど」と育児への嫌気を訴える。  職員が話を聞くと、ミルクを飲ませるのに1時間半かかったため、「このままじゃ、爆発する」「とにかく一緒にいたくない」「ぐずられるとイライラする」と話す。  職員が預かることを提案し、本児を一晩預かる。</p>
H31.2.2	<p>&lt;社会福祉施設&gt;  実母と面接。実母は、本児がミルクを飲まないことについてストレスを感じ、19時～21時が一番大変と申し出るため、その間の1～1時間半程度、職員が本児を預かることにした。  この日は、19時過ぎから21時まで預かる。</p>
H31.2.3	<p>&lt;社会福祉施設&gt;  居室の掃除をしたいとの実母の申出により、8時30分過ぎから1時間程度、本児を預かる。  19時前から21時まで、本児を預かる。</p>
H31.2.4	<p>&lt;社会福祉施設&gt;  13時過ぎから2時間ほど本児を預かる。  19時から21時過ぎまで本児を預かる。</p>
H31.2.6	<p>&lt;社会福祉施設&gt;  19時過ぎから21時まで本児を預かる。</p>
H31.2.7	<p>&lt;社会福祉施設&gt;  19時過ぎから21時まで、本児を預かる。</p>
H31.2.8	<p>&lt;社会福祉施設&gt;  19時過ぎから21時まで、本児を預かる。</p>
H31.2.9	<p>&lt;社会福祉施設&gt;  19時過ぎから21時まで、本児を預かる。</p>
H31.2.10	<p>&lt;社会福祉施設&gt;  実母の申出により、8時30分から1時間、本児を預かる。  13時過ぎ、「助けて、ミルクを飲まない」と職員にSOS。職員が対応。  17時過ぎ、実母から買い物に行きたいとの申し出により、18時頃まで本児を預かる。  19時から本児を預かる。21時に実母の居室の内線を鳴らす但し応答しないため、職員が本児を居室に連れていく。</p>
H31.2.11	<p>本児死亡  &lt;社会福祉施設&gt;  19時頃、実母が「本児が手におえない。助けて。」と事務所に来た。  実母とともに、居室に行った職員が、死亡した様子本児を発見。</p>

## 5 課題の整理

このたびの検証で注目したのは、関係すべき機関が支援に当たり、それぞれ適切・妥当な対応を行ったにも関わらず、また、社会的支援の輪の中にあつた事例にも関わらず、虐待による子供の死亡という不幸な事件が起きたのはなぜかという点である。

二度と、虐待による重大事案が起きないように、更なる対策を提言することが、検証のポイントとなっている。

### (1) ケースマネジメントについて

本事例は、B市に、妊娠中の母親が相談に訪れるところから支援が始まった。相談を受けたB市は、母体の安全を優先し、施設に入所させ、その都度、必要な関係機関と情報の共有や相談を行い支援を進めており、妥当な手順を踏んでいたと認められる。

しかし、複数の機関が同時に支援・対応に当たるときには、特にリスクが高いと判断された事例の場合は、すべての関係機関が支援対象者に会ってからアセスメントを行い、要対協個別ケース検討会議の開催等により、それぞれの役割分担や見立てを共有しながら、各機関が関わり続ける体制づくりが必要である。

### (2) 情報共有について

#### ① 関係機関間の情報共有について

平成31年1月に実母が「本児を引き取る」と話した際、社会福祉施設の職員は、「実母本人が育てていくことは非常に厳しい」と感じ、同年2月に実母が、「育児に嫌気がさした」と訴えた際、社会福祉施設の職員は、「本児は育てやすい子だが、この子の育児が苦痛なら、今後の育児は極めて厳しい」と感じていたが、こうした職員の評価を全ての関係機関で共有する機会はなかった。

また、社会福祉施設の夜間の職員体制についてB市は、「社会福祉施設が24時間体制で、何かあればすぐに対応できる」と認識していた一方、社会福祉施設は、「24時間実母に付き添うことはできず、居室のドアを閉められると密室になることを伝えた」と認識しており、関係機関の間で認識に齟齬が生じていた。

今回の事例では、これまで連携して支援を行う機会が乏しかった、B市、社会福祉施設及びC児童相談所が、同時に関わることになった。そのため、お互いの役割や方針、考え方、あるいは「できることとできないこと」といった限界について、相互理解が十分できていなかった。

それぞれの関係機関が双方の機能や考え方、限界について、十分に共有し、関係機関の意見交換を十分な情報を持って誤解なく、積極的に行う必要がある。

#### ② 実母の情報について

B市は、実母から相談を受けた際、母体の安全を優先し、実母を社会福祉施設に入所させ、その後は、実母が生活する社会福祉施設とB市の間で必要に応じて情報を共有することで、支援を進めていくことができた。

本児の乳児院への一時保護は、実母が本児を養育する意思がないことを確認した

B市が、C児童相談所に依頼して開始された。その後、一時保護解除は、実母が「子どもを育てたい」と言い始めたことをB市が確認したことを受けて、C児童相談所が解除した。

以上のように、実母は出産前から社会福祉施設に入所していたが、そのため、在宅のケースと比べると、関係機関の情報共有の頻度が少なかった。

施設入所中のケースであっても、節目節目で関係機関が集まり、情報の共有と同時に、支援の判断・見立てに修正が必要であれば、すぐに検討する体制が必要である。

### (3) 支援につながりにくい妊婦等への対応について

本事案で実母は、妊娠に気づきながらも、医療機関の受診や保健センターへの届出等を行っていないという中、偶然知り合った付添者が医療機関の受診や保健センターへの相談を実母に勧め、同行までしてくれたことで、行政の支援に繋がることができた。

ただ、実母も、偶然知り合った付添者がいなければ、極めてリスクの高い状況に置かれる可能性があった。

行政の支援が届きにくい子どもや保護者、家族を地域で見守り、支えあう体制づくりに取り組む必要がある。

## 6 再発防止に向けた提言

本事例のように、役割や機能が異なる関係機関が連携して支援に当たる際には、各機関の相互理解に基づく一体的な連携が重要であることを、全ての関係機関は意識する必要がある。

自分の身を自分で守ることのできない子どもの安全を最大限確保するため、子どもに対する危険性に敏感になり、危険性を察知した場合にはすぐに対応するという意識を強く持つことは当然である。

仮に、関係機関同士で意見の隔たりがあった場合でも、子どもの安全確保を最優先に各関係機関が主体的に考え、率直な意見交換を行い、子どもの安全のために少しでも疑問があれば、躊躇なく問題提起し、その疑問を共有するという姿勢が重要である。

こうした考えの下、先述の課題を踏まえ、再発防止に向け、以下の提言を行う。

### (1) 市町要対協調整機関による確実なケースマネジメントの実施

全ての市町は、児童福祉法において、基礎的な公共団体として、子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援等にかかる業務を適切に行うこととされている。

具体的には、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークまでを行う機能を担える体制を整備することが挙げられる。

また、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保する体制を整えなければならない。

市町においては、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の早期設置などの体制整備に取り組み、児童福祉法で定められる機能を十分に担える体制を構築する必要がある。

県においては、市町の子ども家庭相談業務に従事する職員の専門性向上に取り組む必要がある。

具体的には、任用時に受講が義務付けられている要対協調整担当者に対する義務研修で基本的な内容を徹底させた上で、その後も継続して研修を受けることができる体制の構築を行う必要がある。

また、市町が取り組む子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けた支援に取り組むことも必要である。

加えて、支援を検討する際には、子どもの情報もさることながら、保護者が抱える諸課題を正確に把握することが重要である。一時保護等により子どもに対するアセスメントの方法は充実しているが、今後は、医学的な評価などが必要な保護者に対し、強制力をもって受診させることのできる制度の創設など、保護者のアセスメントをより充実させることのできる制度や方法について、国において検討されることを望む。

## (2) 関係機関の連携強化

様々な困難を抱える児童への対応を含む、子ども家庭支援では、今後さらに、多機関が連携した支援を行っていく必要性が高まってくる。

地域の関係者が協働して虐待事例への支援に取り組むためには、効果的な連携を行う必要がある、連携する組織や機関の特徴、機能、役割、長所、限界などをお互いが予め理解しておかなければならない。

特に、各機関が自ら行うことのできる支援の限界を超える事態に至った場合には、直ちに他の機関と連携し、役割分担の変更等に繋げていく意識と関係性を各機関とも意識しておく必要がある。

市町、県、児童相談所においては、関係機関の間で、相互理解と信頼関係に基づく連携が各地域で構築できるよう、特に職員の関係作りに取り組む必要がある。

具体的には、関係機関の職員が、お互いの業務を経験できる仕組みを作ることも、相互理解や信頼関係構築には有効と考える。

## (3) 情報共有の徹底

要保護児童等に対し、効果のある支援を継続していくためには、関係機関がそれぞれの持っている情報を共有すること、そしてリスクが高まったときには、アセスメント＝見立てをすぐに検討しなおすことのできる、柔軟で重なり合う支援が提供されることが、非常に重要である。

支援方法の検討や、関係機関の役割分担を行う際には、より多くの情報を迅速かつ正確に共有することが重要であり、また、支援を行っている間も、それぞれの支援機関が常にお互いの情報を共有することも重要である。

市町においては、保健センター、保育所、学校等から、支援が必要な世帯の情報や実情の把握を行いやすい立場にあることを認識し、平素から関係機関の組織と職員同士の円滑な関係の構築に取り組む必要がある。

具体的には、ケース会議等を開催した際、それぞれの機関が議事録を作成するのではなく、一つの機関が作成した議事録を、全ての関係機関が確認・共有するといった取組みも、正確な情報の共有には有効と考える。

県においては、子ども家庭相談業務の中核となる市町と児童相談所の情報共有が、正確で迅速かつ円滑に行われるよう、平素から、各地域における関係機関間の関係構築が円滑に進むための支援を行うとともに、それぞれの情報が正確かつ迅速に共有できる仕組みの構築に取り組む必要がある。

なお、支援対象者の状況を正確に把握するためには、生育歴や支援経過など過去の情報収集とともに、支援対象者の現在の状況を、関係機関の職員が直接会うなどして確認することも必要である。

## (4) 困難を抱える保護者に対するきめ細かな支援の徹底

今回の事例では、実母は様々なリスクを抱えており、また、妊娠に気付きながらも、医療機関の受診や保健センターへの届出等を行っていなかった。



高いリスクを抱える保護者の中には、行政の支援に繋がりにくいケースも多い現状がある。

市町や県においては、困難を抱える子どもや保護者、家族を見守り支えあう機運の醸成や、地域住民も含めた地域での見守り・支援体制の構築に取り組む必要がある。

## 7 おわりに

今回の事例では、関係機関は適切な判断・適切な対応を行い、社会福祉施設内でも常に注意を払いながら支援に当たっていた。

それにも関わらず、重大事案が起きたということを忘れず、困難をもつ「子どもや家族」を支援するに当たっては、支援にあたる機関がそれぞれの機能・限界を理解しつつ、自分たちが最大限できることを提示し合って支援に重なりを持たせることが非常に大切であり、それを、子どもや保護者の支援に携わる職員一人一人が意識することを切望する。

# 参 考 资 料

## 児童福祉専門分科会保護母子部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、児童福祉専門分科会保護母子部会（以下「部会」という。）の運営等について定めるものとする。

(所掌事務等)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 児童福祉法第27条第6項及び児童福祉法施行令第32条の規定による児童相談所長による措置、措置の解除・停止・変更等に関すること。
- (2) 被措置児童等虐待の防止等に関すること。（児童福祉法第33条の12及び第33条の15）
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項及び第13条の5の規定による児童虐待による死亡事例等の検証及び報告の受理
- (4) 児童福祉法施行令第29条の規定による里親の認定に関すること。
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条、第31条の7及び第38条の規定による母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付停止に関すること。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、児童福祉専門分科会長が部会に属する委員のうちから指名する。

2 部会長は、その部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。

(審査会)

第4条 部会に、第2条第(1)号から第(3)号に掲げる事項を特別に調査審議するための虐待等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、部会の委員及び臨時委員のうちから児童福祉専門分科会長が指名する者（以下「審査会委員」という。）で組織する。

3 審査会に審査会長を置き、審査会長は審査会委員のうちから児童福祉専門分科会長が指名する。

4 審査会長に事故があるときは、あらかじめ審査会長の指名する審査会委員がその職務を代理する。

5 審査会は審査会長が招集し、議長となる。

6 審査会の会議は、審査会委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

7 審査会は必要に応じて、委員以外の学識経験者等の出席を求め、意見等を聴取することができる。

8 審査会の決議は、これをもって部会の決議とする。

9 審査会委員は、審議の過程で知り得た、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

**山口県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保護母子部会虐待等審査会  
委員名簿**

氏 名	役 職 名	備 考
田中 理絵	山口大学教育学部准教授	審査会長
咲賀 信幸	山口県児童入所施設連絡協議会会長	
池田 芳晴	山口県民生委員児童委員協議会(元)会長	
中嶋 善英	山口県弁護士会弁護士	
原田健一郎	山口大学大学院医学系研究科助教	

## 死亡事例検証委員会開催状況

	日 程	内容等
第 1 回	令和元年5月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事例の概要及び経過の報告</li><li>・ 関係機関職員からの補足説明</li></ul>
第 2 回	令和元年7月30日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 追加資料等による事実関係の確認</li><li>・ 関係機関へのヒアリング</li></ul>
第 3 回	令和元年12月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 裁判内容の報告</li><li>・ 問題点・課題の抽出</li><li>・ 改善策の検討</li></ul>
第 4 回	令和2年1月21日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 問題点、課題の抽出</li><li>・ 改善策の検討</li></ul>
第 5 回	令和2年3月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 報告書取りまとめ</li></ul>